

「通所介護・介護予防通所介護サービス」重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	高島市社会福祉協議会 きらりマキノ
代表者名	会 長 西村 陽子
サービス種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
所在地	滋賀県高島市マキノ町新保1095番地
TEL	0740-27-1823
FAX	0740-27-8058
サービス事業所番号	滋賀県2592200048号
管理者及び連絡先	清水 和枝 0740-27-1823
サービス提供地域	高島市マキノ地域及び今津地域

2. 事業所職員体制

令和8年1月現在

職種	主な業務内容	資格	人員
管理者	○従事者の管理 ○事業管理全般 ○サービス利用申し込みの調整 ○認知症対応型通所介護（介護予防 認知症対応型通所介護） 計画の作成、交付	介護福祉士	1名
介護職員	○入浴、排泄、食事等の介助 ○個別活動の実施	介護福祉士	6名 (兼務1名)

3. 営業日・営業時間・サービス提供時間

	月・火・木・金・土	祝日
営業時間	8:30～17:30	
サービス提供時間	9:30～16:35	

※12月29日から翌年1月3日まで休業とさせていただきます。

4. サービス利用に係る利用者負担金は、別表のとおりとします。

5. 利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますよう、お願いします。

- ① 自動口座引落（ご指定の金融機関から月1回引落します。）
- ② 現金による支払い

6. 料金表による利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦、利用者が（10割）を支払い、その後、市に対して保険給付（介護保険負担割合証に記載されている割合の額）を請求していただくことになります。

その場合、事業所はサービス提供証明書を利用者に交付します。

7. サービス提供時に、利用者の健康状態が急変した場合には、速やかに救急車を要請し対応します。

8. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談・苦情 対応窓口	電 話 番 号	0 7 4 0 - 2 7 - 1 8 2 3
	F A X 番 号	0 7 4 0 - 2 7 - 8 0 5 8
	相談員（責任者）	清水 和枝
	対 応 時 間	午前8時30分～午後5時30分

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

高島市役所 健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課	所 在 地 電 話 番 号 F A X 番 号	滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0 7 4 0 - 2 5 - 8 0 2 9 0 7 4 0 - 2 5 - 8 0 5 4
滋賀県 国民健康保険団体連合会	所 在 地 電 話 番 号 F A X 番 号	滋賀県大津市中央4-5-9 0 7 7 - 5 1 0 - 6 6 0 5（相談・苦情受付専用） 0 7 7 - 5 1 0 - 6 6 0 6（相談・苦情受付専用）

【説明確認欄】※重要事項説明書に記載したサービスに係る主要な事項について変更された場合、本人の同意、確認を得ます。

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有	☒ 無	実施した評価機関の名称	
実施した直近の年月日			評価結果の開示状況	

【説明確認欄】※重要事項説明書に記載したサービスに係る主要な事項について変更された場合、本人の同意、確認を得ます。

令和 年 月 日

(本 人)

住 所 滋賀県高島市

名 前

(上記代理人 代理人を選任した場合)

住 所

名 前

(事業者) 法 人 名 社会福祉法人高島市社会福祉協議会
法人住所 滋賀県高島市勝野215番地
代表者名 会 長 ⑩

上記により重要事項を説明いたしました。

事業所住所 滋賀県高島市マキノ町新保1095番地
事業所名 高島市社会福祉協議会 きらりマキノ
説 明 者 ⑩

重要事項説明書（別表）
利用料金表（1割負担）

令和8年1月改正
きりりマキノ

認知症対応型通所介護

サービス利用にかかる利用者負担額は次の④のとおりです。ただし、介護保険法で定められた保険給付の支給限度額（介護度別）を超えて利用したサービスの部分は、②の基本料金全額を負担いただきます。

●利用料

認知症対応型通所介護 （共用型） 利用定員：1日あたり3人以下		介護度	①基本単位	②基本料金 地域加算率10.17	③保険給付 ②基本料金の 9割(端数切捨)	④利用者負担額 ②基本料金－ ③保険給付
○開所時間が7～8時間		要支援1	484単位	4,922円	4,429円	493円
		要支援2	513単位	5,217円	4,695円	522円
		要介護1	523単位	5,318円	4,786円	532円
		要介護2	542単位	5,512円	4,960円	552円
		要介護3	560単位	5,695円	5,125円	570円
		要介護4	578単位	5,878円	5,290円	588円
		要介護5	598単位	6,081円	5,472円	609円
入浴介助加算	(I)	※適切に行う事ができる人員及び設備を有して実施。また、入浴介助に関する研修等を実施	40単位 /回	405円	364円	41円
若年性認知症利用者受入加算		※若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、状態に応じたサービスを実施	60単位 /回	610円	549円	61円
科学的介護推進体制加算		LIFEによる情報提供とフィードバック情報の活用により、PDCAサイクルを活率させてサービスの質の向上を推進する取組みを評価する加算（月単位）	40単位 /月	406円	365円	41円
サービス提供体制強化加算	(I)	※職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であることによる加算	22単位 /回	223円	200円	23円
介護職員等処遇改善加算	(I)	※職場環境と処遇の改善を促進し、職員の定着を図るための加算	加算の金額＝1月利用した基本単位の合計単位 × 処遇改善加算率0.181×地域加算率10.20			

●実費負担額

昼食代	600円（1食）
-----	----------

令和 年 月 日

利用料金の改定に関する説明を行いました。

上記について説明を受けました。

確認欄